

グアナファト州財政法第8章（グアナファト州環境税）改正の主な内容

＜汚染ガス排出（GHG）に係る環境浄化税＞

1. 対象となる行為を固定排出源からの「直接」排出に限定（第78-C条、第78-D条改正）
2. GHG排出の計測方法について、汚染物質排出・移転登録（RETC）制度に基づく年次報告書（COA）を作成する際の計測方法に統一（第78-E条改正）
3. 二酸化炭素（CO₂）以外のGHGに関する排出係数の修正（第78-E条改正）
4. 税額を1トンCO₂当たり250ペソから同45ペソに減額（第78-F条改正）
5. 翌月22日までに行う月次予定納税にII.の選択肢を導入（第78-G条改正）
 - I. 前月のGHG月間排出量をCO₂に換算した上で45ペソを乗じた額を納税（従来）
 - II. 前年のCOAで報告した年間排出量（CO₂換算）に80%（0.8）を乗じ、それを12で割ることで算出された量に45ペソを乗じた額を納税
6. 確定申告納税の期限を8月に変更（従来は法人が3月末、個人が4月末、第78-G条改正）
7. 1年間につき最初の50トンまでは非課税（第78-Y条改正）
8. 州徴税局（SATEG）が定める細則の基準を満たすことで20%（2024～27年）～25%（2028年以降）の課税ベース削減（第78-Y条改正、改正令付則5条）
9. 排出権取引制度（ETS）に参加する企業（注）に対する特別な税額（排出レンジに応じた固定額）の設定（第78-Y条）と2023年の納税額の暫定的減額（改正令付則7条）
10. 天然ガスを燃料としたGHG排出について、90%（2023年）～75%（2030年）の課税ベース削減（改正令付則第4条）

＜汚染排水等に係る環境浄化税＞

11. 2027年3月までは非課税、2027年4月1日以降に課税（改正令付則第8条）

＜汚染物質廃棄に係る環境浄化税＞

12. 対象となる廃棄物を州政府が管轄する「特別処理廃棄物」に限定し、連邦管轄の「危険廃棄物」を除外（第78-T条改正）
13. 対象となる事業所について、年間10トン以上を廃棄する事業所（Gran generador）に限定（第78-S条改正）
14. 対象となる行為を「廃棄」のみとし、従来は対象だった「貯蔵」を除外（第78-Q条改正）
15. 翌月22日までの月次予定納税と翌年4月までの年次確定申告納税に制度変更（従来は月次確定申告納税、第78-V条改正）
16. 州徴税局（SATEG）が定める細則の基準を満たすことで20%（2024～27年）～25%（2028年以降）の課税ベース削減（第78-Y条改正、改正令付則6条）

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

（注）現時点では試験的に運用されており、エネルギー（炭化水素資源、電力）、自動車、セメント、化学、食品・飲料、ガラス、冶金、鉱業、石油化学、製紙・パルプなどの業種において、年間 10 万トン CO₂ 以上の GHG の直接排出がある企業が参加している。

以 上